

一般財団法人自動車検査登録情報協会 自動車情報管理センター
 証明書情報集約サービス 証明書情報の照会に関する細則

- 第1条 目的
- 第2条 照会者及び照会可能な証明書情報
- 第3条 照会方法等
- 第4条 本人確認
- 第5条 回答方法
- 第6条 回答内容
- 第7条 照会手数料
- 第8条 免責
- 附則

(目的)

第1条 本細則は、一般財団法人自動車検査登録情報協会（以下、「自検協」といいます。）自動車情報管理センター証明書情報集約サービス利用規約第6章に基づいて、証明書情報の照会に関して必要な事項を定めることを目的とします。

(照会者及び照会可能な証明書情報)

第2条 証明書情報の照会は、関係官署からの照会を除き、利用者本人から自検協への要求により行います。

2 証明書情報の照会を行う利用者（以下、「照会者」といいます。）が照会可能な証明書情報は、次の通りです。

照 会 者	照 会 種 別	照 会 可 能 な 証 明 書 情 報
すべての利用者	本人情報照会	本人がAIRASに登録したすべての証明書情報

(照会方法等)

第3条 照会者から自検協への証明書情報照会方法等は、利用者本人（若しくは当該法人の職員）が電話等で照会することとします。

2 証明書情報の照会は、原則、1回につき1件とします。

(本人確認)

第4条 自検協は、照会者が正当な本人であること、及び照会情報が正当な本人からの登録情報であることを査証するため、利用者IDや本人固有情報の確認により本人確認を行った上で、照会に対する回答を行います。

(回答方法)

第5条 照会を受けた証明書情報について、自検協から照会者への回答方法は原則、電話等で行います。

(回答内容)

第6条 自検協から照会者への回答内容は、当該証明書情報のうち、照会者が必要な箇所とします。
 なお、自検協が証明書情報の検索を行う検索キーは、証明書情報集約サービスごとに、次のとおりです。

照会種別	証明書情報集約サービス	検索キー
本人情報照会	完検証サービス	車名及び車台番号
	譲渡証サービス	車名及び車台番号
	自賠償サービス	保険会社ID及び自賠償証明書番号
		車台番号

(照会手数料)

第7条 証明書照会に係る手数料は無料とします。

(免責)

第8条 自検協は、本細則に則った正当な手続きによる照会回答の結果により派生する、照会者及び第三者のいかなる損害についてもその責を負いません。

附則

本細則は、自検協が証明書情報処理業務を開始する日から効力を発するものとします。

附則

本細則は、平成19年4月17日から効力を発するものとします。

附則

本細則は、平成24年4月1日から効力を発するものとします。